

一般社団法人日本血栓止血学会 診断基準・診療ガイドライン管理委員会内規
(案)

(名 称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会(以下、本会と称する)定款第7章第2条、及び施行細則第26条に基づき、診断基準・診療ガイドライン管理委員会 (以下、本委員会と称する)を設置する。

(目 的)

第2条 本会の責任ある診断基準・診療ガイドライン作成及び管理を目的とする。

2. 本委員会は他学会より渉外担当委員を通して、或いは、本会学術標準化委員会らより、理事会への申請に基づき設置される診断基準・治療ガイドライン作成委員会の全般的な管理を行う。

(役 員)

第3条 本委員会は委員長と副委員長をおく。

2. 委員長は理事長が指名し、副委員長および委員は委員長が指名し理事会により承認される。

(委 員)

第4条 本委員会委員は概ね5-7名とし、任期は2年とするが再任を妨げない。

(事 業)

第5条 本委員会は次の事業を行う。

- 1) 診断基準・治療ガイドライン作成委員会 (以下作成委員会と称する) の委員長および部会外委員の人選を行う
- 2) 作成委員会委員の任期および再任の可否を管理する。
- 3) 作成委員会の COI は、COI 委員会に依頼する。
- 4) 作成委員会の活動を管理し、作成、公開、改訂等に対し適切な助言を与える。
- 5) 作成された診断基準・診療ガイドラインを理事会に提出する。

その際、作成委員会委員長の出席を求めることができる。

(活動経費)

第6条 会計処理は本会の会計処理基準に則る。

(付則)

本内規は、令和2年11月28日より、施行する。